

I. はじめに

Seiwa Newsletter Vol.57,58 では、3月決算における会計・税務・開示上の留意点とともに、コロナウイルス感染症に関連した留意事項や関係各所からのアナウンスを取り上げました。1ヶ月経った今も感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言も延長される見通しです。このような未曾有の状況下で、各企業に求められる会計処理・開示や株主総会対応に関する留意点を紹介します。

II. コロナ禍に対応した会計処理と開示

(1) 会計上の見積り

コロナウイルス感染症はあらゆる企業の事業活動や決算に影響を及ぼしています。4月初旬、会計ルールの適用を弾力化することで店舗や工場の減損を見送ることが可能との報道がなされましたが、その後、企業会計基準委員会（ASBJ）から、会計上の見積りに関して次の指針が示されました。

- ① 一定の仮定を置き最善の見積りを行う
- ② 一定の仮定を置くにあたっては可能な限り外部の情報源に基づく客観的な情報を用いるが、入手できない場合は企業自ら一定の仮定を置く
- ③ 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理でなければ、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても「誤謬」には当たらない
- ④ 重要性がある場合、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったか追加情報として開示する

今回のような感染症の世界的大流行は前例がなく、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がない中で最善の見積りを行うことは「言うは易く行うは難し」とも思えます。それでも、次に挙げるような外部の情報源を活用し、各企業が主体的に合理的な予測を行うことが求められます。

- 国内外における感染状況、感染者数の推移
- 日本・諸外国における入国制限及び入国後の行動制限
- 緊急事態宣言の解除又は延長
- 政府の資金繰り支援（実質無利子・無担保の融資制度、つなぎ融資の積極化、財務制限条項の柔軟な取扱い等）
- 緊急経済対策（観光・飲食・エンターテインメント事業等を対象とした消費喚起キャンペーン）

アマゾン・ウェブ・サービス（AWS）を提供する「サーバーワークス」（2月決算）は、コロナウイルス感染症の業績予想への影響について、次のとおり収束時期に関する仮定を置いています。この仮定は、同社の2020年2月期決算における各種見積りのベースにもなっていると考えられます。

1. 当社の事業活動および業績への影響について

…働き方改革の進展やコロナウイルス感染症対策としてのテレワーク需要が急速に高まりつつある一方で、本年5月、6月に出席予定であった「AWS Summit Tokyo/Osaka」の開催中止をはじめ、新規受注に繋がる案件創出を目的として計画している各種イベントの中止や自社イベントの開催自粛が余儀なくされるなど、今後の事業活動に対する一定の制限が継続する可能性が想定されま

す。
このような状況を鑑み、今期の業績予想は、感染症拡大の収束まで相当期間を要すると判断し、保守的な観点から、**今年度第3四半期（2020年11月末）まで感染症拡大の影響が継続すると仮定**したものであり、実際の収束時期によっては変動する可能性があります。

（4/14 適時開示より抜粋）

これら各企業が実施する会計上の見積りや会計処理に関連して、会計士協会から次の注意喚起が行われています。過度に楽観的な見積りはもちろんですが、企業によっては、コロナウイルスの混乱に乗じてさまざまなコストを特別損失に計上し、翌期のV字回復を演出したい思惑があるかもしれません。そのような安易な損出しや表示は認められないので注意してください。

- ① コロナウイルス感染症の収束時期だけでなく、収束後の経済状態や市場、消費動向も相当程度の不確実性があると考えられる（仕入先・取引先の倒産、失業者の増加、世界からの調達物資の滞留の可能性など）
- ② 事業活動にプラスの影響を及ぼす情報及びマイナスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報をもとに、過度に楽観的でも悲観的でもない仮定に基づく見積りを行う
- ③ 政府や地方自治体の要請等による店舗営業や工場操業停止期間の固定費、イベント開催中止費用などは特別損失の要件を満たしうるが、経常的な経営活動に伴う業績不振に起因する損失は特別損失に計上できない

(2) リスク情報等の開示

東証は3月18日、新型コロナウイルス感染症が上場企業の業績や事業運営等に与える影響について、積極的かつ充実したリスク情報の早期開示を要請しました。これを受けて、12月決算企業の有価証券報告書や3月決算企業の通期業績予想に関する適時開示において、関連する記載が多く見られるようになりました。

広告代理店の電通(12月決算)では、「事業等のリスク」のトップに新型コロナウイルス感染拡大の影響を記載しています。

(1) 景気変動に伴うリスク

当社グループを含めた広告会社の業績は、景気によって広告支出を増減させる広告主が多いため、景気変動の影響を受けやすい傾向があります。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大は世界規模でマクロ経済に影響を与えており、これに伴い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期をはじめ企業や団体等によるイベントを含む広告コミュニケーション活動にも中止や延期による影響が生じ始めています。それに加えて、国内・海外を問わず、広告支出額の大きい産業部門(自動車業界や飲料業界など)の事業環境の変化が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2019/12 有価証券報告書「事業等のリスク」より抜粋)

また、新型コロナウイルス感染症により、継続企業の前提に重要な疑義が生じた企業も出始めました。決算日時点で疑義が存在し、対応策を実施してもなお重要な不確実性が認められる場合には、継続企業の前提に関する事項を注記の冒頭に記載します。一方で、決算日後に重要な不確実性が発生したときは、後発事象として開示します。

いきなり!ステーキを全国展開するペッパーフードサービス(12月決算)は、決算日後に資金繰り懸念が生じたとして、「重要な後発事象」に継続企業に関する開示を行っています。

2. 継続企業の前提に関する事項

日本国政府は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響を与えております。この結果、2020年3月以降、当社の来店客数は顕著に減少し、売上高が著しく減少しております。

当該感染症の終息及び外食需要の回復には一定の期間を要するものと考えられることから、営業債務及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

(2019/12 有価証券報告書「重要な後発事象」より抜粋)

新型コロナウイルスの感染拡大は、中国では1月、日本や欧米諸国では2月頃から本格化しており、重要な不確実性が生じている3月決算企業では「継続企業の前提に関する事項」として注記するケースが考えられます。ただし、4月7日の緊急事態宣言の発出を受けて状況が一変した企業や4月に入って店舗営業や工場操業の停止を決定した企業においては「後発事象」としての開示が適切なケースもあります。

各企業が、自社の置かれた状況を正確に見極めて、「事業等のリスク」「継続企業の前提に関する事項」「後発事象」など決算短信や有価証券報告書のどの箇所に新型コロナウイルス感染症に関連する記載を行うべきか検討する必要があります。

III. 株主総会対応

多くの企業にとって決算発表の期限が迫った2月10日、東証から、新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続に遅延が生じた場合には、「45日以内」などの時期にとられず、決算確定次第に開示してよい旨がアナウンスされました。金融庁も、企業が個別の申請を行わなくとも、有価証券報告書等の提出期限を一律に9月末まで延長する措置を4月14日に発表しています。4月20日から9月29日までに提出期限が到来する法定開示書類が対象であり、3月決算企業であれば2020年3月期有価証券報告書や2021年3月期第1四半期報告書が該当します。これらの措置を受けて、3月に四半期・期末決算を迎える企業のうち250社超(4/30時点の東証集計)が45日を超えて決算発表を行う予定としており、今後さらに拡大すると見込まれます。

このように、東証や金融庁は柔軟な姿勢をとっていますが、3月決算企業にとってネックになっているのは定時株主総会です。通常3月31日を基準日として定めており、株主が行使できる権利は当該基準日から3ヶ月以内(つまり6月中)に行使するものに限られるためです。

そこで、金融庁が設置した連絡協議会から、「**当初予定したスケジュールの形式的な遵守に必要以上に拘泥するときは、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨をかえって没却することにもなりかねない。また、政府等からの外出自粛の要請への対応が徹底されない場合には、関係者の健康と安全が害されるリスクが高まることとなる。**」とのメッセージとともに、例年とは異なるスケジュールとして次の方法が示されました。

- ① 定時株主総会の基準日を変更した上で、延期後の定時株主総会において報告する方法
- ② 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行の決議を求めた上で、計算書類、監査報告等については、継続会において報告する方法

すでに開催延期や継続会の開催を表明している企業もあります。なにより株主や従業員の安全に配慮しながら、6月開催も含めて各企業が選択肢を検討することになります。

① 開催延期

会社法上、決算日から3ヶ月以内に定時株主総会の開催が義務付けられているものではないことや、開催時期に関する定款の定めがある場合でも、コロナウイルス感染症に関連して当該時期に開催することができないときは、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるとの考えが法務省から示されました。新たに基準日を定めた場合は、当該基準日の2週間前までに公告します。

この考えに基づき、すでに東芝やスカパーJSATホールディングス、ジャパンディスプレイなど、複数の企業が延期を決定しました。東芝は決算発表と定時株主総会をともに延期します。議決権の基準日は5月15日に変更しましたが、期末配当の基準日は従来どおり3月31日としています。

… 決算発表日を当初予定していました2020年5月14日から、2020年5月下旬以降に延期することといたしましたので、お知らせいたします。…

また、当社は、本日開催の取締役会において、上記の理由により、**第181期定時株主総会を7月以降に開催する予定**とし、今般、通常3月末としている**定時株主総会の議決権の基準日を2020年5月15日（金曜日）に改めて定め**、同日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、第181期定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることを決議しましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 : 2020年5月15日（金曜日）
- (2) 公告予定日 : 2020年4月28日（火曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページ上に掲載）

なお、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）の予想につきましては、2020年3月20日付で公表しました「配当予想の修正に関するお知らせ」から変更ありません。

(4/18 適時開示より抜粋)

このほか、キャスターメーカーのナンシンのように、議決権基準日と配当基準日とともに2ヶ月延長し、5月31日に定めた事例も存在します。開催延期は東日本大震災時も見られた対応であり、継続会よりはメジャーな方法といえます。

② 継続会

12月決算のFHTホールディングスは、中国子会社の決算手続が遅延していることを理由に、例年どおり3月下旬に開

催した総会で取締役の選任等を決議したうえで、継続会を開催して計算書類等を報告する予定としています。

継続会方式は有力な選択肢になりますが、その特徴や留意点を把握したうえで、採用の可否を検討することが大切です。

- 当初の定時株主総会と継続会は一体であり、参加する株主も同一
- 当初の定時株主総会の時点で継続会の日時や場所が確定できない場合、議長に一任できる（決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る）
- 当初の定時株主総会で配当決議を行う場合、前年度（3月決算企業は2019年3月期）の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能利益の範囲内で行うことができるが、当年度決算の状況にも配慮することが有益
- 当初の定時株主総会と継続会の間の期間は3ヶ月を超えないことが一定の目安（3月決算企業の有価証券報告書の提出が3ヶ月延長されたことと平仄を合わせる形）
- 速やかに決議したい事項があるときに有効（対開催延期）
- 総会を2回開催するため事務稼働及び追加コストが発生

なお、当初の定時株主総会時点では感染拡大は収束していないと想定されるため、感染拡大を防止するための措置や株主への事前の周知が必要です。12月決算のGMOインターネットは、3月下旬の総会を例年よりも縮小した規模で開催することを決定した際に、次の注意を呼びかけました。

来場特典につきましても当趣旨鑑み、ご用意はございません。

なお、株主総会議場にご来場されても、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、株主様におかれましては、可能な限り電子行使または郵送にて議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会当日は、ご自宅でもご覧いただけるようインターネットライブ中継を行う予定です。

(2/25 IR ニュースより抜粋)

上記の対応に加えて、総会への出席について事前登録者を優先的に入場させることや、議事の時間を短くするような総会運営も可能である旨が関係省庁から示されています。詳細はこちらの[ウェブサイト](#)を確認ください。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp
ウェブサイト : http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/